

—大学3年生用—

語学教室などでのトラブル



3-1 語学教室などでのトラブル

1 英会話教室に通ってみたら



A子さんは大学3年になったので、そろそろ就職を心配するようになっていましたが、これといって特技がなく、自分にも自信がなかったので、英語検定に合格しようと思い、英会話教室に申し込みに行きました。担当者から「長期間で契約をした方がお得ですよ」と言われ、1年コース50万円で契約しました。A子さんには50万円もお金もなかったので、親に出してもらうことにしました。しかし、A子さんにとって1年は長く、通い始めて2ヶ月もすると通うことが負担となってしまい、もう止めたいと思うようになりました。英会話教室にキャンセルしたいと伝えたところ、英会話教室の担当者からは、「キャンセルするにしても違約金が掛かりますよ」と言われたため、キャンセルすると言い出すことができませんでした。ところが話はそれで終わらず、続けて担当者から、「1年後に契約が終了するが、お得なキャンペーン中なので、さらに1年分の契約が、通常50万円のところを半額の25万円でできますよ」と言ってきました。Aさんは本心では断りたくて仕方なかったのですが、そうとは言えず、結局、契約書に署名・押印してしまいました。そして親にも相談できず、消費者金融から25万円を借りて支払いをしました。Aさんはその後も、なかなか通えない状態が3ヶ月ほど続いていましたが、その間に、突然、英会話教

室が倒産してしまいました。A子さんには、あと1年半ほどの受講が残ったまま、支払い損になってしまったのです。

2 対処方法の解説

(1) 本当に通い続けることができるかの検討



語学教室やエステなどで長期の契約を締結する場合、割引額に目が行きがちですが、本当に通い続けることができるかどうかの吟味が必要です。学生であればおおよその年間スケジュールが分かっているということにはなりますが、それでもAさんのように通いきれなくなってしまう場合があります。

(2) 長期契約であることから業者の倒産のリスクを考えること

今回の事例のように、通っている語学教室などが倒産してしまう場合もあります。教室などを運営している会社の経営状況についても注意しておかないと、長期の契約であるため、途中で倒産してしまうと、支払ったお金は戻ってきません。

会社の経営状況を調べる方法としては、その会社の決算書を読覧する方法がありますが、知識がない状態で決算書を正確に読み解くのは難しいですし、倒産間際の会社は、財務状況を正確に記載しているとは限りません。赤字に陥っていることを分からないようにするために「粉飾」したもの、つまり業績が好調であるかのように装っている場合には、その決算書は実際の財務状況を示したものではないので、決算書を読覧してみても被害を防ぐことはできません。



(3) 勧誘方法に注意すること

語学教室やエステなどが途中で倒産するという危険を見抜く術として、勧誘方法に注意するのも対策の1つです。最初から格安をアピールして勧めてくる会社で、他の同種の教室などと比べても安く、しかも現金での支払いを急がせる場合には要注意です。また、契約をせかされる場合も同様で、考える時間を与えないようなものについては、その場では契約せずに、一度持ち帰って冷静に考えてみましょう。

同様に、未だ契約期間が残っているにも関わらず、その次の契約を勧めてくる場合も要注意です。仮にその事業者が倒産しないとしても、その先の長期契約を続けられるの

かどうかは、現時点で分かるはずありません。そういった視点からも次の契約などは慎重になるべきです。

(4) クーリング・オフによる契約解除について

契約をした後でも、クーリング・オフによって契約を解除することができます。事業者からクーリング・オフができることを示した法定書面を受領してから8日以内に書面で行います。

その具体的な方法は、111ページを参照してください。

(5) 中途解約について

クーリング・オフとは別に、途中で通い続けるのが困難となった場合には、中途解約をすることができます。事業者によっては、中途解約は認めないとか、高額な違約金が定められているとして、解約が困難であるかのように言われる場合があります。しかし、語学教室などの場合には、特商法によって中途解約権が規定されており、違約金の限度額も定められていますので、中途解約できないということはありません。

教材も合わせて購入している場合には、これも中途解約の対象になります。

(6) クレジットを利用した場合の特別の保護

消費者金融からお金を借りて分割で支払った場合と、クレジットカードを利用して分割で支払う場合では、同じ分割での支払いであるにも関わらず、途中で事業者が倒産してしまった場合に大きな違いがあります。

クレジットカードによる支払いの場合、それが翌月一括払いでない支払方法（分割払いなど）では、事業者が倒産して、それ以上サービスの提供を受けることができないのであれば、割賦販売法により、支払を停止する旨をクレジットカード会社に主張することができる場合があります。しかし一方で、消費者金融からの借り入れの場合には、事業者が倒産しても、それだけで消費者金融の支払いを止めることはできません。

(7) 事業者が倒産した場合の補償について

事業者が倒産し、破産手続が行われた場合には、裁判所から破産管財人が選任され、売掛金などを回収し清算することになりますが、通常は多額の滞納税金があったりすることが多く、一般の債権者に配当として回ってくることはなかなかありません。

破産会社の財産はすべて管財人の管理下に置かれてしまうため、事業者に対して個別

に訴訟を起こして回収することもできなくなります。

語学教室などが法人経営ではなく、個人として経営されている場合には、最終的には免責制度によって、その個人が負った負債を免除して良いかどうかを裁判所が判断しますが、通常、よほどの借金の増やし方がひどいものでない限り、免責（負債免除）となることがほとんどであり、受講できなかった分の回収はできないこととなります。

3 関係法令についての解説

(1) 特商法の対象となる継続的役務

語学教室など長期間、高額な契約を締結した場合には、特商法の適用があります。対象となるものが語学教室、エステなど業種によって条件が異なってきますが、英会話などの語学教室の場合には、契約期間が2ヶ月を超えるもので、金額が5万円を超えていることが要件です（特商法41条、政令別表第4）。

【対象となる特定継続的役務一覧】

特定継続的役務		期間	金額
エステティック	人の皮膚を清潔にしもしくは美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術を行うこと（いわゆる美容医療に該当するものを除く）	1月を超えるもの	いずれも5万円を超えるもの
美容医療	人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと（美容を目的とするものであって、主務省令で定める方法によるものに限る）	1月を超えるもの	
語学教室	語学の教授（入学試験に備えるためまたは大学以外の学校における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く）	2月を超えるもの	
家庭教師	学校（小学校および幼稚園を除く）の入学試験に備えるためまたは学校教育（大学および幼稚園を除く）の補習のための学力の教授（いわゆる学習塾以外の場所において提供されるものに限る）	2月を超えるもの	
学習塾	入学試験に備えるためまたは学校教育の補習のための学校（大学および幼稚園を除く）の児童、生徒または学生を対象とした学力の教授（役務提供事業者の事業所その他の役務提供事業者が当該役務提供のために用意する場所において提供されるものに限る）	2月を超えるもの	
パソコン教室	電子計算機またはワードプロセッサの操作に関する知識または技術の教授	2月を超えるもの	
結婚相手紹介サービス	結婚を希望する者への異性の紹介	2月を超えるもの	



(2) 特定継続的役務契約の解除（クーリング・オフ）

特商法では、特定継続的役務契約について、契約を解除できる旨の記載をした書面（法定書面）の交付を受けてから8日以内であればクーリング・オフ（無理由解除）ができることを規定しています（特商法48条1項）。この場合には消費者には一切の負担はありません。事業者は、消費者にいかなる名目であっても費用請求ができません。事例に見られるように、断り切れずに契約書にサインしてしまったり、あるいは安いと思って飛びついてしまったが、よくよく考えると自分では通い続けるのが困難であったり、高額なために自分の資力では払えない場合もあります。あるいは実際に受講してみて、自分に合わない、自分にとって価値があるとは思えない内容の場合もあります。そこで、特商法は、事業者から法定書面の交付を受けてから8日以内であれば、消費者は理由を示すことなく、解除する権利を規定しました。

クーリング・オフ



法定書面の交付を受けた日から8日までですが、8日以内に発送すれば足り（消印有効）。郵便の都合で事業者に配達されなくてもクーリング・オフの効果は生じますが、郵送したことは証明できなければなりません。

(3) 中途解約について

クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合ですが、途中で契約を解除する場合には、契約（約款）に解除の規定がなくても、特商法に中途解約権が規定されています（特商法49条1項）。約款に解除（解約）できないと規定されている場合も同様で、事業者が中途解約権を制限することはできず、消費者は自由に中途解約できます。

但し、中途解約の場合は違約金が規定されていることが多く、その違約金が高額な

めに解約を躊躇させる場合もあります。これでは中途解約を認めたことにはならないので、特商法では事業者が消費者に請求できる違約金の額の上限を規定しています。英会話教室の場合には、サービスを受けるまでは15,000円、サービスを受けてからは5万円又は契約残額の20%のいずれか低い方額となります。

クーリング・オフ、中途解約をした場合、付属する契約についても対象となります。

【違約金上限額】

	役務提供開始前	役務提供開始後	クーリング・オフ、中途解約の対象となる関連商品
エステティック	20,000 円	2万円または契約残額の10%に相当する額のいずれか低い額	健康食品、化粧品、石けん(医薬品を除く)、浴用剤、下着類・美顔器、脱毛器
美容医療	20,000 円	5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額	健康食品、化粧品、マウスピース(歯牙の漂白のために用いられるものに限る。)、歯牙の漂白剤、医薬品、医薬部外品であって美容を目的とするもの
語学教室	15,000 円	5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額	書籍(教材を含む)、カセット・テープ、CD、CD-ROM、DVD など
家庭教師	20,000 円	5万円または当該特定継続的役務提供契約における一か月分の授業料相当額のいずれか低い額	
学習塾	11,000 円	2万円または当該特定継続的役務提供契約における一か月分の授業料相当額のいずれか低い額	
パソコン教室	15,000 円	5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額	電子計算機およびワードプロセッサ並びにこれらの部品および付属品、書籍・カセット・テープ、CD、CD-ROM、DVD など
結婚相手紹介サービス	30,000 円	2万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額	真珠並びに貴石および半貴石、指輪その他の装身具

(4) 事業者の財務状況について

長期の契約なので、事業者は、その業務及び財産の状況を記載した貸借対照表、損益計算書などの書類を事業所に置いておかなければならず、消費者はその書類の閲覧を求めたり、写しの交付を求めることができます（特商法45条、但し、写しの交付を求める場合は消費者が実費負担）。

しかし、財務状況を記載したものが粉飾（資産を水増ししたり負債を少なく見せることによって黒字経営に見せかけること）されていた場合には、決算書類を見ただけでは経営状態は分からないので、この方法で確認するだけでは万全とは言えず、後は自己責任によって契約するか否かを決めるよりありません。

(5) クレジット利用による保護（支払停止の抗弁）

代金を一定期間に分割して支払う約束で行う販売形態のことを、「割賦販売」と言いますが、この関係を規律しているのが割賦販売法です。分割で支払う方法は、通常はクレジットカードの利用によります。この販売形態では、クレジットカード会社、事業者、消費者と三者間の契約関係になります。



割賦販売法では、翌月一括払いの場合を除いて、クレジットカードの利用者が事業者からのサービスを受けられない場合、特別の保護規定を定めています（割販法2条3項）。

事業者が倒産してしまい、消費者がサービスの提供を受けることが不可能になった場合などには、サービスを受けられない分について、クレジットカード会社に対して支払いを拒むことができます。これを「支払停止の抗弁」と言います（割販法30条の4）。これは消費者が事業者に対して、法律上、主張（請求）できることを、カード会社にも主張（請求）でき、消費者の支払いがまだなされていない部分について、支払いを拒絶するという方法で対抗できるというものです。

仮に事業者がサービスの提供を再開したような場合には、支払いをしなければならなくなりますが（もっとも、一度倒産した場合、再開は考えにくいところですが）、その事業者との関係を断ちたいということであれば、事業者の債務不履行を理由に契約を解除することができます（民法415条、541条）。解除することによって、カード会社とのクレジット契約も解除したことを主張することができ、未受講分の支払いをする義務はなくなります。

これに対して、消費者金融からの借入れの場合には、消費者金融と消費者との間の二者間の契約になります。そのため、例え事業者からサービスを受けられなくなったとしても、消費者金融への返済の義務は残ることになります。その消費者金融からの借入れが、その事業者のあっせんによって借入れをしたような場合、クレジットカードでの支払いと同じように割賦販売法に基づき、支払いを拒むことができる余地もありますが、通常、どこそこの消費者金融から借りてきたらいい、というような紹介程度ではあっせんに当たりません。

(6) 破産について

負債が多くなり、事業の継続の見通しが立たなくなった場合、事業者は、そのままの状態では事業を継続することが難しくなるため、法律上の負債整理手続を行うこととなります。その代表的なものが**破産**です。破産以外にも負債を整理する手続はありますが（民事再生法による再生手続など）、ここでは主に破産について簡単に説明します。

事業者が破産すると、裁判所から管財人が選任され、その管財人が未回収の債権 などがあれば回収し、什器備品などの事業者資産を売却することで、それを借金の返済に充てて清算します。しかしながら、返済先の優先順位は税金などであり、一般の債権者に回ってくることはほとんどないのが実態です。

事例のA子さんの場合も、自身に回ってくる分（配当）はなく、事業者から回収できない可能性が高いです。

4 具体例

色々な場面で自分を向上させたいという気持ちにつけ込まれる例です。

- (1) インターネットで、必ず痩せるというエステのモニター募集の広告を見つけた。1回500円と安かったので店舗に行ってみると、店員から6ヵ月30回コース総額50万円の契約をさせられただけでなく、2ヶ月ほど続けてみたが、痩せないどころか体重が増加してしまった。解約を申し出たが、高額な違約金を請求された。
- (2) 歌手の募集をしていたので、オーディションに応募して、二次審査まで合格し、芸能事務所と契約した。契約の際、「歌手としてデビューさせてあげるから、費用として100万円を払うように言われた。

- (3) インターネットでモデル事務所のホームページを探したところ、絵画や撮影モデルで高収入が得られるという募集があったので応募した。面接したらアダルトビデオへの出演の勧誘だった。断ったが、その後、執拗にメールが届いて困っている。

5 確認問題

以下の説明で正しいものに○を、間違っているものに×をつけてください（但し、特商法の適用のあることを前提とする）。

- (1) 英会話教室など長期契約の場合、受講前であれば無条件（費用負担なし）で契約を解除できる。
- (2) 英会話教室に通うために1年の契約をしたが、何となく自分には合わないと思う。まだ契約から8日も経っていないので、クーリング・オフにより解除したいが、何となく合わないでは、明確な理由ではないためクーリング・オフはできない。
- (3) 英会話教室に通うために1年契約をし、受講料100万円を一括で支払いました。ところが2か月後に英会話教室は倒産してしまいました。未受講の10か月分の受講料を返せと請求することができる。
- (4) 英会話教室に通うために1年契約をし、受講料100万円を支払うことができないのでクレジットカードで分割支払いとしました。ところが2か月後に英会話教室は倒産してしまいました。しかし、カード会社と英会話教室は別会社だから、クレジットのローンは払い続けなければならない。

6 発展問題

次のような状況になった場合、あなたはどうすべきか、あるいは、その状況でどこに問題があるのか考えてみて下さい。

- (1) 英会話教室に通ってみようと思い、担当者から説明を受けたところ、内容としては良いのですが、高額であり、契約はしたくないと思いました。それでも勧誘してくるのですが、どう断ったらよいのでしょうか。

長時間、付きあわせてしまって申し訳ないという気持ちもあるが、お金がないことなども含め、こちらの事情を理解して欲しいです。

- (2) 「このペットアロマ整体師の資格を取ったら、必ず仕事を紹介するから、資格を取るための受講料 50万円なんてすぐに元が取れますよ。今、ペットブームで、ペットアロマ整体師が足りなくて困っているんです。資格取得後は仕事も紹介します」という広告をみて、ペットアロマ整体師というのが公的資格だと思い、独立開業に良いのかと思って申込みをしました。

しかし、ペットアロマ整体師の資格を取得するため、教室で実技を学ぶというのですが、講師らしき人は一向に現れず、先輩が後輩を教えるという程度で、ほとんど指導らしい指導はない状態です。

これまで多額の受講料を払っています。無駄にはしたくないので、このまま受講を続けた方がいいのでしょうか。